

# 令和5年度第2回役員会

明治大学愛媛県父母会

## 第2回役員会次第・レジュメ

1. 会長挨拶
2. 参加者紹介 (P2:出席者名簿)
3. 全国父母会・学生交流会の振り返り
  - ・学生交流会に関し、当日連絡なしの欠席者が多くいた。 → 参加予定者に対し、開催前に今一度メール等によりお知らせするとともに、当日欠席の場合の連絡先を明記してはどうか。
4. 第63回明治大学マンドリンクラブ松山定期演奏会について
  - ・日 時 令和6年3月15日(金) 開場17:30 開宴18:30
  - ・場 所 愛媛県県民文化会館メインホール
  - ・父母会の対応 父母会全106名+顧問1名のうち、招待券10枚を差し引いた97枚分を父母会で購入・支出  
チラシと案内文(P3:別紙案内)とともにチケット各1枚を本日封入封緘・郵送足をお運び頂き、会場を盛り上げて頂きたい  
当日のお手伝いについて—
5. 会則の変更(案)について
  - ・現当県父母会の会則(P4)は、現状と合っていない箇所が多数見受けられる。そのため、次期総会に上程するため、別紙(P5~6)案の通り会則を変更することについて審議頂きたい。
6. 令和6年度の役員(案)について(会則案成立の停止条件付き) ※参考—令和5年度役員名簿(P7)
  - ・会長           ・副会長           ・会計           ・記録広報           ・マンドリン           ・会計監査
  - ・運営委員
  - 任期は1年、再任を妨げない。
7. 今後の活動内容(主な活動予定) ※時系列
  - ① 明治大学父母会創立50周年記念企画
    - ・日 時 令和6年3月2日(土)前夜祭、3月3日(日)記念式典等
    - ・場 所 駿河台キャンパス
  - ② 第63回明治大学マンドリンクラブ松山定期演奏会
    - ・日 時 令和6年3月15日(金) 開場17:30 開宴18:30
    - ・場 所 愛媛県県民文化会館メインホール
  - ③ 2024年度明治大学父母会総会
    - ・日 時 令和6年5月27日(月)
    - ・場 所 ホテルマイステイズ松山
8. その他

## 2023年度 明治大学愛媛県父母会 第2回役員会 出席者名簿

役職名	氏名	呼びかた	学部・学年	〒住所
顧問	高橋 英幸	たかはし ひでゆき	2022年度会長	新居浜市
会長	兵頭 朗生	ひょうどう あきお	法・3	北宇和郡
副会長	上田 晃三	うえだ こうそう	理工・3	松山市
会計	二宮 早希子	にのみや さきこ	商・3	松山市
記録・広報	関谷 慎吾	せきや しんご	経営・3	伊予郡
マンドリン	鎌田 二美	かまだ ふたみ	理工・4	松山市
運営委員	西原亜紀子	にしはら あきこ	商・3	今治市
会計監査	内升 京子	うちます きょうこ	商・2	宇和島市
運営委員	村上 康二	むらかみ やすじ	法・2	新居浜市
運営委員	面地 亜由美	おもじ あゆみ	経営・2	松山市
会計監査	吉本 容子	よしもと ようこ	商・4	宇和島市
運営委員	村上 由希子	むらかみ ゆきこ	法・4	松山市
運営委員	近藤 美紀	こんどう みき	政経・1	松山市
運営委員	村上 雅浩	むらかみ まさひろ	政経・1	今治市
運営委員				
運営委員				
運営委員				
運営委員				
運営委員				
運営委員				

2023年5月10日 現在

令和6年2月2日

明治大学愛媛県父母会  
各 位

明治大学愛媛県父母会  
会長 兵 頭 朗 生

第63回明治大学マンドリンクラブ松山定期演奏会のご案内  
及びチケットの進呈について

晩冬の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より父母会活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、明治大学マンドリンクラブ松山定期演奏会が5年ぶりに、ゲストに『新沼謙治さん』をお迎えし下記の通り開催されることとなり、今般、明治大学校友会愛媛県支部長及びマンドリン実行委員長より、当父母会へ当定期演奏会のチケット購入等の依頼がありました。役員で話し合った結果、コロナ禍以前の慣例に倣い、当県全父母会人数分を父母会会計から支出することとし、今回皆さまにチラシとともに無償でチケット各1枚お送りさせて頂くこととしました。

つきましては、是非ともご来場下さり、会場とクラブ生を盛り上げて頂きますとともに、家族・友人・知人等広くご周知のほどよろしく願いいたします。

なお、追加チケットが必要な方は、当日窓口にて（実費必要：当日券1枚3,200円）お買い求めください。

記

第63回明治大学マンドリンクラブ松山定期演奏会

1. 日時 令和6年3月15日（金）開場17：30 開宴18：30
2. 場所 愛媛県県民文化会館メインホール
3. ゲスト 新沼謙治

# 明治大学愛媛県父母会会則

(名称)

第1条 この会は、明治大学愛媛県父母会(以下「本会」という。)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、明治大学及び短期大学(以下「大学」と総称する。)並びに明治大学連合父母会(以下「連合父母会」という。)との連携を深め、会員相互の親密化をはかって、大学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、大学の在学生の父母等であって、愛媛県に在住するものをもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 若干名
- 3 運営委員 各学年若干名
- 4 会計監査 2名

②会長及び会計監査は、会員のなかから総会において選出し、副会長及び運営委員は会長の指名によるものとする。

③会長に事故あるときは、役員会で後任の会長を選出する。

④役員任期は、1年とする。ただし、後任の会長となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

⑤役員は再任される事ができる。

(役員会)

第6条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置き、顧問は会長経験者とする。

(名誉会長)

第8条 本会に名誉会長を置き、名誉会長は、明治大学学長とする。

(総会)

第9条 本会の総会は、年1回開催する。ただし、緊急に必要があるときは、臨時に開催することができる。

②総会は、会長が招集し、役員改選、会則の変更、予算、決算及びその他会務の重要事項について審議する。

③総会の運営に関する必要事項は、別に定める。

(運営経費)

第10条 本会の運営経費は、連合父母会地区交付金及び寄附金等をもって支弁する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

(実施規定)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、役員会において定めるものとする。

附 則

この会則は、昭和49年8月6日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成7年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 平成6年度の会計年度の終期は、改正前の第11条の規定にかかわらず、平成7年3月31日とする。

(注 名称及び会計年度の変更並びに総会の審議事項の追加及びその他字句整理等に伴う改正)

## 明治大学愛媛県父母会会則（変更案）

（名称）

第1条 この会は、明治大学愛媛県父母会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

（目的）

第2条 本会は、明治大学及び短期大学（以下「大学」と総称する。）並びに及び明治大学連合父母会（以下「連合父母会」という。）との連携を深め、会員相互の親密化をはかって、大学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

（会員）

第4条 本会は、大学の在校生の父母等であって、愛媛県に在住するものをもって会員とする。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- ①（1）会 長 1名
- ②（2）副会長 若干名
- ③（3）運営委員—各学年若干名 会計 1名
- ④（4）会計監査 ②1名
- （5）記録・広報 若干名
- （6）マンドリン 若干名
- （7）運営委員 各学年若干名

⑤② 会長及び会計監査役員は、会員のなかから総会において選任選出し、副会長及び運営委員は会長の指名によるものとする。

⑥③ 会長に事故あるときは、役員会で後任の会長を選出選任する。ただし、後任の会長が定まるまでは、副会長がその任にあたる。

⑦④ 役員の任期は、当該年度の総会終了後から次年度総会終了までの1年とする。ただし、年度途中で役員補欠選任を必要とする場合は、役員会で選任できるものとし、後任の会長役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

⑧⑤ 役員は再任される事ができる。再任を妨げない。

（役員会）

第6条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(顧問)

第7条 本会に役員会の決議により顧問を置きくことができ、顧問は会長経験者とする。

~~(名誉会長)~~

~~第8条 本会に名誉会長を置き、名誉会長は、明治大学学長とする。~~

(総会)

第98条 本会の総会は、年1回開催する。ただし、緊急に必要があるときは、臨時に開催することができる。

②2 総会は、会長が招集し、役員改選、会則の変更、予算、決算及びその他会務の重要事項について審議する。

③3 総会の運営に関する必要事項は、別に定める。

(運営経費)

第109条 本会の運営経費は、連合父母会地区交付金及び寄付金等をもって支弁する。

(会計年度)

第110条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

(実施規定)

第1211条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、役員会において定めるものとする。

附則

この会則は、昭和49年8月6日から施行する。

附則

1 この会則は、平成7年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 平成6年度の会計年度の終期は、改正前の第11条の規定にかかわらず、平成7年3月31日とする。

(注 名称及び会計年度の変更並びに総会の審議事項の追加及びその他字句整理等に伴う改正)

附則

3 この会則は、平成6年5月27日から施行する。ただし、第5条の役員の規定については、過去これを適用した年度に遡り適用する。

## 2023年度 明治大学愛媛県父母会役員名簿

役職名	氏 名	呼びかた	学部・学年	〒 住 所
会 長	兵頭 朗生	ひょうどう あきお	法・3	北宇和郡
副会長	上田 晃三	うえだ こうそう	理工・3	松山市
会 計	二宮 早希子	にのみや さきこ	商・3	松山市
記録・広報	関谷 慎吾	せきや しんご	経営・3	伊予郡
マンドリン	鎌田 二美	かまだ ふたみ	理工・4	松山市
運営委員	西原亜紀子	にしはら あきこ	商・3	今治市
運営委員	石河 孝司	いしこ たかし	法・3	松山市
運営委員	大原 未鈴	おおはら みすず	文・3	松山市
会計監査	内升 京子	うちます きょうこ	商・2	宇和島市
運営委員	村上 康二	むらかみ やすじ	法・2	新居浜市
運営委員	面地 亜由美	おもじ あゆみ	経営・2	松山市
会計監査	吉本 容子	よしもと ようこ	商・4	宇和島市
運営委員	村上 由希子	むらかみ ゆきこ	法・4	松山市
運営委員	川又 いづみ	かわまた いづみ	文・4	西条市
運営委員	島田 文子	しまだ ふみこ	理工・4	松山市
運営委員	近藤 美紀	こんどう みき	政経・1	松山市
運営委員	都築 達	つづき さとる	法・1	八幡浜市
運営委員	村上 雅浩	むらかみ まさひろ	政経・1	今治市
運営委員	秋葉 一伸	あきば かずのぶ	文・1	松山市
顧問	高橋 英幸	たかはし ひでゆき	2022年度会長	新居浜市
運営委員				
運営委員				
運営委員				
運営委員				
運営委員				
運営委員				

2023年5月10日 現在